

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280520003	27年12月28日	28年1月27日	28年5月20日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化	<p>【提案の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続を準備書以降から審査できるよう、アセス制度を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の五へにおいて、環境影響評価の対象となる火力発電所工事(新設を伴う変更)は、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と定められている。 また、環境負荷が減少する火力発電所リプレース(以降、改善リプレース)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成24年3月、平成25年3月改訂、環境省)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。 改善リプレースについては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義が乏しい。 (1)配慮書手続:改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令第5条)は想定されない。 (2)方法書手続:上記ガイドラインにおいて、改善リプレースの際の調査・予測手法が明らかにされている。 環境省回答(H26.12.16)にあるように「リプレースであっても長期間に渡り環境への負荷を与えることには変わりはない」としても、リプレース後についても既設発電所と同様に十全な環境配慮が確保されているか否かは、準備書段階における「環境の保全のための措置」(環境影響評価法第14条第1項第7号)の検討等を通じて確認可能である。工事に伴う環境影響についても、同様に準備書以降の手続で確認可能である。 なお、地域住民、専門家等において所有されている環境情報の収集(意見聴取)についても、改善リプレースであれば、複数回(手続の段階毎)行う必要はないものと考えられる。 したがって、改善リプレースについては、配慮書、方法書手続を省略し、準備書以降の手続のみとする。制度を見直すべきである。 準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リプレースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地域環境の改善につながるのと同時に、発電所からの温室効果ガス排出量削減を通じて、本年7月に国連に登録された約束事の実現にも資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法第2条 環境影響評価法施行令別表第1・五・へ	対応不可	<p>リプレースであってもその後長期間に渡り環境への負荷を与える施設であることに変わりなく、事業として対象とする時点においては著しい環境影響が発生するおそれがあり、このようなことがないように対応できるか否かも含めて環境影響において確認することが必要と考えます。</p> <p>なお、これまでに、火力発電所のリプレースに係る配慮書において「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとした事例はありません。 また、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省、以下「ガイドライン」という。)は、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したものであり、個々の事業や地域の特性に応じた独自の調査・予測手法を提案し、採用することを妨げるものではありません。さらに、個々の事業や地域の特性により詳細な環境影響評価を実施する必要があると判断された項目については、必要な調査を実施すること等が必要で、そのため、ガイドラインは方法書手続を省略するものではありません。 したがって、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)においても、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、単に配慮書・方法書手続を省略することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することに対応します。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、ガイドラインを活用することで、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めるとしており、国の審査期間については、既に各案件で可能な限りの迅速化を図り、実際に迅速化の対象となった手続については、概ね迅速化が達成されています。このように規制改革実施計画等を踏まえた取組を着実に進めており、事業者・国・自治体が一体となって取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最大1年強まで短縮することとしています。</p>	